

尾道市介護老人福祉施設入所指針

1. 趣旨

本指針は、尾道市内の介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所について、入所基準を明確化し、入所決定過程の透明性・公平性の確保を図ることで、より適切かつ円滑な施設入所の実施に資することを目的とする。

2. 入所対象者

入所対象者は、原則要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、要介護1又は2と認定された者も対象者とする。

やむを得ない事由に関しては、次の事情を考慮するものとする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 入所の申込み及び入所決定の手続き

(1) 入所申込み方法

入所申込みは、原則として介護支援専門員（病院及び介護保険施設に入院、入所中の場合は当病院及び施設の相談員、相談員等の対応ができない場合においては地域包括支援センター）を通じて次の書類を添付し、申込者が各施設に出向いて申し込み手続きを行うこととする。

(申込書類・添付書類)

- ・ 尾道市介護老人福祉施設入所申込書（様式1）
- ・ 尾道市介護老人福祉施設入所調査票（様式2）
- ・ 被保険者証
- ・ 直近3ヵ月のサービス利用票及び別票の各写し（ただし、サービス利用のない者は不要）
- ・ 介護支援専門員等の意見書（様式3）

添付は任意（介護支援専門員等が特に必要と判断する場合に作成）

入所申込み後、状況が著しく変化した場合は、入所申込者等により、変更申請することとする。

(2) 入所申込みの受付

施設の説明

- ・ 施設側は、入所申込み時にできるだけ面接を行い、入所対象者や家族における心身の

状況等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法や入所に係る説明等を行い、家族等の必要な同意を得ることとする。

- ・ 入院治療の必要がある等、適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、入所申込みは受理せず、その理由を説明し、理解を得るとともに、医療機関等の適切な施設を紹介する等の措置を講じる。

受付簿の管理

- ・ 施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその理由を記録する。

(3) 入所検討委員会

- ・ 施設は、施設職員等による入所に関する検討のための入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設け、入所の決定はその合議によるものとする。
- ・ 委員会は、施設長が招集し、原則として月1回開催するものとする。
- ・ 委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調整し、面接の実施及び介護保険認定情報提供申請により提供された情報を踏まえ、入所の決定を行う。
- ・ 災害や事件・事故等が発生し、委員会を開催することができない場合は、施設長の判断により入所を決定できることとする。
- ・ 入所に関する委員会を開催する都度、その協議の内容を記録し、これを2年間保存し、市または県から求めがあったときは、これを提示するものとする。

4. 入所の必要性を評価する基準

施設は、入所申込みを受け、次に掲げる個別事情を総合的に勘案した上で、入所に係る優先順位を決定する。

(1) 入所申込者評価基準（別表1）

～ の勘案項目について点数化し、合計点数の高い順（～ の合計点数。同じ者については、「地域性」「年齢」を勘案する。）に優先順位を決定する。

要介護度

介護者の状況

在宅サービスの利用率及び老健・病院等の入所・入院の期間

特記事項

- ・ 認知症のBPSD等により常時介護が必要な場合
- ・ 住居環境が介護に適さない場合（風呂・トイレの設備や段差等）
- ・ 地域性（同一市町内に在住している等）
- ・ 入所又は入院後間がなく、在宅サービスの利用率は低い、在宅生活が困難な状況にある場合
- ・ 経済的理由により、在宅サービスの利用率は低い、在宅生活が困難な状況にある場合
- ・ その他、特段の理由があると認められる場合

(2) 調整方法

選考者名簿は、入所申込者評価基準に基づく評価と、次に掲げる入所決定に係る個別事情（施設の適切な処遇を図る目的を含む。）を総合的に勘案し、上位の者から登録する。

【入所決定に係る個別の事情】

- 性別（部屋単位の男女別構成）
- ベッドの特性（認知症専門床等）
- 地域性（入所後の家族関係の維持等）
- 施設の専門性
- その他特別に配慮しなければならない個別の事情

(3) 調整時期

選考者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。

(4) 要介護1又は2の入所申込者について

要介護1又は2の入所申込者については、入所の判定が行われるまでの間に随時尾道市と情報の共有を行い、尾道市からの意見表明があった場合は、当該意見の内容を踏まえた上で、入所の判定を行う。

【情報共有】

施設は、尾道市に対して、「入所申込者（要介護1・2）に係る報告書」（様式4）を年1回（4月1日時点での申込者）尾道市へ提出する。

要介護1又は2の入所申込者について、施設の入所判定の前に「入所申込者に係る意見書」（様式5）に尾道市介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込書の写し、尾道市介護老人福祉施設入所調査票の写し及び介護支援専門員等の意見書の写しを添付することにより意見を求める。

尾道市は、の求めを受けた場合、施設に対して意見を表明する。

5. 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、入所申込者評価基準にかかわらず、検討委員会の審議により、優先入所を決定することができる。

(1) 市町村から入所依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は家族における虐待や介護放棄等、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合は優先することができる。

(2) 長期入院後に再入所する場合

入所者が病院に入院し、概ね3ヵ月以内に退院することが見込まれるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、入院が3ヵ月を越えた場合についても、在宅生活が困難と認められる等、状況に応じて再入所を優先することができる。

6. その他の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

入所検討に係る委員及び施設の職員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族に関する個人情報を、他に漏らさないよう特に留意するものとする。

(2) 入所辞退者の取扱い

入所辞退者については、一時的に入所順位を繰り下げることとし、その順位づけについては、辞退の理由等を考慮して各施設が判断する。

7. 入所指針の実施時期

この入所指針は、平成28年4月1日から実施する。